

魚津市週休2日工事試行要領（令和8年4月）

1 目的

建設業界では、若手・女性の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、週休2日をさらに促進することで労働環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的として「週休2日工事」を試行する。

2 用語の定義

- (1) 「週単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての週で1週間（月曜日から日曜日まで）に2日間以上の現場閉所を行なったと認められる状態をいう。このうち、土日に現場閉所している場合、又は、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない状況において、事前に発注者と協議した上で、同一週（月曜日から日曜日）で土日に代わる現場閉所日を設定している場合は、土日完全週休2日という。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日から現場完了日までの期間のうち、次の期間を除いた期間をいう。
 - ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間
 - イ 工場製作のみの期間
 - ウ 工事事故等による不稼働期間
 - エ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
 - オ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - カ 工事の全体を一時中止している期間
 - キ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (5) 「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- (6) 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。
- (7) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
- (8) 「4週8休」とは、土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、現場閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、休日は偏り等（工期の始まりや工期末での偏った休日設定）が生じないようにすること。また、1週間のうち2日の休日を確保できない週がある場合は、原則、振替休日を前後の週で確保するものとする。

3 試行対象工事

設計額が200万円以上の工事で、特記仕様書等に「週休2日試行対象工事」であることを明示した工事とし、次のいずれかに該当する工事は対象としない。

ただし、受注者から工事着手前に週休2日に取り組む旨の協議があり、監督員が協議内容を精査し承諾した場合、試行対象工事とすることができる。

- (1) 緊急性が高い災害復旧工事。
- (2) 現場条件（出水期や関連工事等）や施工期間の制約が厳しい工事。
- (3) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事。

4 実施方法

(1) 発注方式

発注者が、週休2日（4週8休以上）に取り組む工事を選定する「発注者指定型」とする。

(2) 積算方法等

発注者は、週単位の週休2日（土日完全週休2日に限る）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成し、現場閉所の達成状況を確認後、週休2日に満たないものは、補正分を減額変更する。ただし、治山林道事業については、月単位の週休2日とし、また、漁港工事については、通期の週休2日の達成を前提とした補正係数とする。

(3) 補正係数

①土木工事

項目	補正係数	
	月単位の週休2日	週単位の週休2日
現場閉所状況		
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.01	1.02
現場管理費	1.02	1.03
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

②建築工事（電気工事、機械設備工事等を含む。）

項目	補正係数	
	月単位の週休2日	週単位の週休2日
現場閉所状況		
労務費	1.02	1.02
現場管理費	—	1.01
市場単価等 （建築工事）	別表3-1のとおり	
市場単価等 （電気工事）	別表3-2のとおり	
市場単価等 （機械設備工事）	別表3-3のとおり	

③漁港工事

項目	補正係数
現場閉所状況	通期の週休 2 日
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03
市場単価	別表 4 のとおり

※高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員又は潜水連絡員については、補正の対象としない。

④農業農村整備事業

項目	補正係数	
	週単位	月単位
現場閉所状況		
労務費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	—	—
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05
市場単価	別表 5 のとおり	
標準単価	別表 6 のとおり	

⑤治山林道事業

項目	補正係数	
	月単位	通期
現場閉所状況		
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.05	1.03
市場単価	別表 5 のとおり	
標準単価	別表 6 のとおり	

⑥水道工事

項目	補正係数	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日（土日）適用
現場閉所状況		
労務費	1.02	1.02
機械経費	—	—
共通仮設費	1.01	1.02

現場管理費	1.02	1.03
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

(4) 工期設定

県の標準工期試算式（工種ごと）を用いて、工期を設定する。ただし、該当する工種が無い場合は、施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.9（舗装は2.0港湾、漁港工事は1.85）を乗じ、下表の準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。漁港工事については、国に準じて工期を変更しない。

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、港湾・漁港工事（陸上工事）
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
45		港湾・漁港工事（海上工事）
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C 橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※ 「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」、
「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、
「港湾・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」より

(5) 工事成績評定

土日完全週休2日を達成した場合は、第2次評定者は、工事全般で5点を加算する。なお4週8休を達成できなかった場合は、評定の減点はしない。

(6) 休日取得計画（実績）書

受注者は、施工計画書の提出時に、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙」（計画書の休日：○）に記載し、提出する。

また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙」（実績書の休日：●）に記載し、提出する。

受注者は、休日取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

なお、現場完成月については、当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績書（工事着手日から工事完了日まで）を提出する。

(7) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「完全週休2日」それぞれの実績を確認する。

① 『現場閉所率』の確認方法

現場閉所率（％）＝現場閉所日数（b）※2÷実施対象期間（a）※1

4週8休・・・現場閉所率 28.5%以上

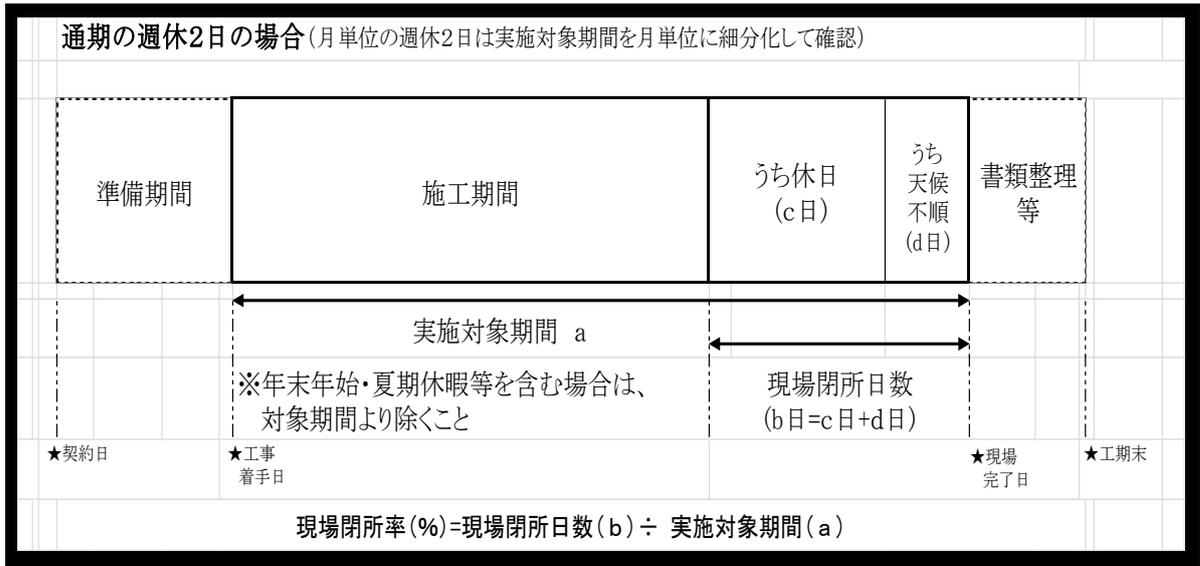
※1 実施対象期間（a）は、工事着手日から現場完了日までのうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間をいう。

※2 現場閉所日数（b）は、原則として、1週間のうち2日間、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、前後の週に限り、現場閉所日の振替を行うことができる。

② 『完全週休2日』の確認方法

達成率 = 土日の現場閉所日数 ÷ 対象期間内の土日の日数 × 100

参考イメージ



(8) 工事看板への掲示

「週休2日工事」を試行する受注者は、週休2日工事である旨を記載した工事看板を設置する。

記載例

ご迷惑をおかけします

週休2日工事

〇〇〇〇〇〇を
〇〇〇〇〇〇ています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

道路改良工事

発注者 魚津市〇〇部〇〇課
施工者 〇〇建設株式会社

(9) 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、次の例を参考に記載する。

第〇〇条 週休2日試行対象工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日の促進に向けた試行対象工事であり、週単位の週休2日（土日完全週休2日）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成している。
- 2 受注者は、週単位の週休2日（土日完全週休2日）に取り組むこととする。
- 3 受注者が週単位の週休2日（土日完全週休2日）に満たない場合は、現場閉所状況に応じた減額変更を行う。
- 4 詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和8年4月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。（<https://www.city.uzu.toyama.jp/>）

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和3年3月3日付財第534号）

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和3年8月20日付財第260号）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和6年2月22日付財第587号）

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和6年5月31日付財第191号）

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和8年2月26日付財第778号）

土木工事の市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位（土日完全週休2日）
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.0
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リップ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
砕石基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

別表 2

土木工事の標準単価方式の補正率

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位（土日 完全週休2 日）
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休 2 日促進工事 及び 完全週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表3-3

機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

別表4

漁港工事の市場単価方式の補正係数

名称	補正係数 通期の週休2日
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05

コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり、水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
異形ブロック製作 給熱養生	1.04

別表 5

農業農村整備事業及び治山林道事業の市場単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業		治山林道事業	
		週単位	月単位	月単位	通期
鉄筋工		1.02	1.02	1.04	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.01	1.00

	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
法面工		1.01	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		—	—	1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	—	—
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	—	—
橋面防水工		1.01	1.01	—	—
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.02	1.01

別表 6

農業農村整備事業及び治山林道事業の標準単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業		治山林道事業	
		週単位	月単位	月単位	通期
区画線工		1.02	1.02	1.04	1.02
排水構造工		1.02	1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.01	1.03	1.02
	人力	1.02	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	—	